

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

福島県

2 地域再生計画の名称

ふくしま新事業創出支援計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年～平成22年

4 地域再生計画の意義及び目標

本県は首都圏から200キロメートルの圏内にあり、東北新幹線や東北縦貫自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、常磐自動車道、加えて福島空港の整備など広域的な高速交通体系の整備が進んでいる。このような、地理的な条件を背景に、これまで、多くの企業立地があり、これらの立地企業や首都圏の企業との取引という恵まれた環境の中、下請けという形で多くの中小企業が集積した。平成元年～平成15年の工場立地件数は1,811件、製造品出荷額は51,551億円(平成14年)となっている。

近年の我が国における経済のグローバル化と産業構造の変化等に伴い、下請け受注量の減少や激しい単価競争にさらされており、企業誘致に依存するだけではなく、新たな事業の創出に積極的に取り組むことにより、本県の産業を活性化し、本県経済の自立的発展を図っていくことが重要な課題となってきた。すなわち、県内には常磐郡山地区新産業都市建設や郡山地域テクノポリス等の産業支援施策の展開により技術や人材等の産業資源が着実に蓄積されており、今後は、この地域に蓄積された産業資源を有効に活用しながら、新たに事業を起こそうとする個人又は企業が抱える技術面又は経営面等の様々な課題に適時適切に対応できる支援体制を整備し、新規創業や新たな分野への事業展開を促進し、創造性に富んだ本県を先導する産業の振興を図っていく必要がある。

特に、細分化された専門分野(いわゆるニッチ分野)での高い技術力やノウハウの独自性により新たな事業を開始する中小企業や新分野への進出を目指す中小企業も多く見られるようになってきていることから、今後これらの中小企業について技術力の一層の強化と製品開発能力の向上を図り、国際競争力を備えた企業としてその発展を促進していくことにより、県内の意欲ある中小企業を育成・支援して新事業創出の気運の醸成と促進を図っていくことが極めて重要である。

このため、県としても、新事業創出に関する諸施策を積極的に推進していくとともに、国の通達に沿って研究機器等の生産設備への転用を認めていくことにより、新規開業または新分野進出企業への支援を行う。

また、新事業を軌道に乗せ持続的な発展を行うためには、良質な労働力の供給が不可欠である。

本県の新規高卒者の雇用状況は、100%を割り込んでおり、学卒無業者や不安定就労者が増加し、失業率も15～24歳で10.1%、25～34歳で6.3%と県平均の5.3%を上回り、若年層の基礎的勤労観・職業観の不足や業種・職業に関する情報のミスマッチにより、企業が必要としている人材が円滑に供給・確保できない状況にある。

今後は、産業界の求める人材ニーズを把握し、若年者の職務遂行能力の向上を図るため、教育機関に情報提供するとともに国の支援を受け適職診断や国の通達に沿った職業訓練を実施するなど、県、国及び関係団体等が連携を図りながら、即戦力人材を育成する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

「福島県商工業振興基本計画」では創造的な事業活動や新しい産業の創出の円滑な実施を図ることとしており、次に掲げる表に示された経済的社会的効果を見込んでいる。本地域再生計画の実施により、新規創業（開設時業者数）の増加や県内中小企業による創造的な事業活動・研究開発等の取組による新事業創出の気運の醸成が期待される。

また、産業界が求める人材の育成・就職支援を実施し、将来の本県の産業界を担う産業人材の供給と定着を図ることができ、これを通じて表に掲げた経済的社会的効果を実現することを目指す。

この結果、想定される経済的社会的効果は次のとおりである。

	現 状	平成22年度
開業率	3.2% (12~13年)	4.5%
中小企業創造活動促進法 認定件数	114件 (15年度まで累計)	400件 (累計)
学卒無業者数	約4,000人	約2,700人(平成18年)
新規高卒者の県内就職率	79.8%	90.0%

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 211005 研究開発補助金で取得した機械装置の転用
- 209002 若年者向け就職支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保
- 209005 若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

(1) 知的クラスター形成事業

会津大学や日本大学工学部の連携を基軸に県内外の試験研究機関及び研究開発型企業が連携して、生体センシングシステムの開発や次世代バーチャルシステムの研究開発等の触覚技術の活用による人にやさしい医療福祉機器の開発を行う。

(2) 新事業促進支援事業

起業を目指す個人、新事業分野への進出を考えている企業等に対し、アイデア段階から事業化さらには成長期に至るまでの各段階で必要とされる各種サービス、サポートをワンストップで提供する総合的な支援体制の整備する。

(3) インキュベートルーム運営事業

コラッセふくしまのインキュベートルームにおいて、創業者及び創業間もない企業を対象に活動場所を安価に提供し、インキュベーターマネージャー（専門支援員）による経営課題への相談対応を行うことにより、地域雇用の確保及び地域経済の活性化を図る。

(4) 起業家支援保証

新しい産業等の育成を金融面から支援するため、ベンチャー企業や新分野に取り組む第二創業者などを対象とした保証制度を創設した。

(5) 若年者等就職支援事業

求職者が自律的に適正と能力に応じて就職活動を行うことができるように、情報提供や相談体制を整備する。

(6) ビジネス体験推進事業

若年者の職業観を育成するとともに、実践的な職業体験を経験させることにより、職業能力を向上させ、雇用の促進につながる。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 1 0 0 5 研究開発補助金で取得した機械装置の転用

2 当該支援措置を受けようとする者

創造技術研究開発費補助金により機械装置等を取得した者

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容

創造技術研究開発費補助金は中小企業が自ら行う新製品・新技術の研究開発について経費の一部を補助するものであるが、本県当該補助金の利用状況は91件、補助金額509,648千円となっている(平成8年度から平成15年度まで累計)。中小企業が競争力を備えた企業として発展していくためには、当該補助金を活用して開発した製品の成果を事業化するための生産設備の初期投資が必要であるが、現状においては、補助事業で取得した機器・装置が使用可能であっても、新たに改めて機器等の購入を行っている。そこで、平成16年度中に発出される通達に沿って、当該補助金で取得した機器・装置を転用することにより、初期投資の軽減が図られ、新たな事業への研究開発が盛んになることで新たな産業の創出が見込まれる。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

209002 若年者向け就職支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容

当県においては、平成15年4月から、ハローワークが併設された「うつくしまジョブパーク」に若年者のワンストップサービスセンターである「福島県就職サポートセンター」を設置していることから、この就職サポートセンターを中心として、若年者の職業意識の早期確立を図り、就職後の職場定着を促進するため、本県の提案に基づき商工団体が国からの委託を受け、地域の産業界や学校と連携して下記の事業を実施する。

(1) 若年者就業意識形成支援

キャリアコンサルタント派遣事業の実施

中学・高校・大学生の進路選択を支援するため、キャリアコンサルタントが学校に出張し、キャリア選択に関する講話や適職診断を実施するとともに、希望する学生・生徒にはキャリアコンサルティングを実施する。

「将来のコメ」働く作文コンクールの実施

小・中学生から仕事に関する作文を募集し、コンクールを実施することにより、勤労意識の醸成を図る。

(2) 保護者・教員への就職情報提供

保護者就職環境セミナーの開催

高校生の保護者を対象に、経済団体、企業、就職支援会社等を講師として就職環境の説明等を行い、就職に関する理解を促進するためのセミナーを実施する。

保護者企業見学ツアーの実施

高校の保護者及び生徒を対象に、就職に関する理解を促進させるため、新規高卒者採用実績のある企業への見学会を実施する。

教員スプリングセミナーの開催

高校の進路指導担当、学級担任、就職促進支援員等を対象に、就職環境を理解させ、適切な進路指導を行うことを可能とするため、企業の人事担当者等を講師にしたセミナーを開催する。

(3) 若年者の企業情報・理解促進支援強化

内定者ビジネススキルセミナーの実施

就職の内定した中学・高校生を対象に、社会人としての一般知識を付与し、企業の即戦力志向に対応し、就職後の早期離職を防止することを目的として、社会人としての心構えやビジネスマナー、労働関係法令等の講習を行う。

(4) 若年者の就業機会の提供

若年者キャリアアップ企業セミナーの開催

若年者（一般、大卒者）の県内事業所に対する理解を深め、就職を促進するため、就職サポートセンター利用者の要望に添って、若年者の求人意欲のある県内事業所による、若年者対象の企業説明会を実施する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

209005 若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加

2 当該支援措置を受けようとする者

福島県

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容

平成15年6月に取りまとめられた「若者自立・挑戦プラン」を踏まえ、厚生労働省の示す日本版デュアルシステム（普通課程活用型）実施要領に基づき、卒業後本格的雇用に至らない学卒者等若年者（フリーター、無業者を含む）に対して実践的な能力を向上させる機会の提供を図るため、下記のとおり、高等技術専門校でのデュアルシステムを国委託事業としてモデル的に導入し、若年者を一人の職業人として育成するための仕組みを作り、産業界への労働力供給体制を整備する。

- (1) 実施校 福島県立浜高等技術専門校
- (2) 対象者 卒業後本格的雇用に至らない学卒者等若年者（フリーター、無業者を含む）
- (3) 訓練コース名 自動車整備科（3級自動車整備士養成コース）
- (4) 訓練内容 施設内における教育訓練（学科・実技）と企業実習（研修・有期雇用）を組み合わせた訓練をモデル的に導入し、3級自動車整備士の取得を目指すとともに、職業人としての自立を促す。

施設内において6ヶ月間の学科及び実技の訓練を実施する。その後1ヶ月間は、1日の前半を施設内訓練、後半を企業と高等技術専門校との間で委託契約による企業研修を実施し、引き続き5ヶ月間を1日の前半を施設内訓練、後半を企業と訓練生との間で有期パート就労の雇用契約を締結しながらの訓練を実施し、常用フルタイム就労に結びつける。
- (5) 訓練期間 平成16年10月1日～平成17年9月30日（1年間）